

(四) 生徒の管理と指導

1. 生徒の出・欠取り扱いに関する規定

- (1) 生徒が病気又はやむを得ざる事由で欠席するときは、原則として保護者等はすみやかに欠席届を校長に提出しなければならない。原則として病気が1週間以上にわたる時は、医者診断書を添えなければならない。(一部削除・追加:令和2年3月)
- (2) 生徒がやむを得ない事由により、早引き・欠席するときは、HR担任にその理由を明らかにし、連絡するものとする。
- (3) 下記のいずれかによる欠席・欠課・遅刻・早引きは、所定の手続きをとって公認の欠席・欠課・遅刻・早引きとして取り扱い、その期間の授業に出席したものとみなす。
公認の欠席は「公欠」と省略する。
 - ① 公的行事に学校代表として参加する場合
 - ② 公務に従事する場合
 - ③ 訓戒、調査等で呼び出しを受けた場合
 - ④ 病気等の理由により、保健所から検診を受けるように指示された場合
 - ⑤ 公的交通機関の不通のためやむを得ない場合
 - ⑥ その他(慶休等)校長が必要と認めた場合
 - ⑦ 感染症の疑いがあり、早退して病院で受診したが非感染症であった場合

※ ⑦「感染症の疑い」の扱い(追加:平成27年3月)
- (4) 下記のいずれかによる欠席は特別欠席とし、その日数は諸表簿の「出席停止・忌引き等」の欄に入れる。(次の各項に該当する場合は、教科の欠課としない)
 - ① 懲戒等による停学の場合
 - ② 学校保健安全法による出席停止の場合
 - ③ 学校保健安全法による臨時休業の場合
 - ④ 忌引きの場合(詳細は2. 生徒心得 (4)願出・届出 ③参照)
 - ⑤ 進学、就職のための旅行及び健康診断(学校として定められた日数と時間)を受ける場合
 - ⑥ その他、学校長が出席しなくてもよいと認める場合
 - ⑦ 授業料未納による出席停止の場合

※ ⑤「進学、就職のための旅行及び健康診断」の扱い(追加:平成26年3月)
※ ⑦「授業料未納による出席停止の場合」(改正:平成27年3月)

2. 生徒心得

(1) 生活指針

- ① 学力の充実をはかり、教養を高め、個性の確立に努めよう。
- ② 健全な身体の保持に気を配り、心身の調和発達に留意しよう。
- ③ 勤労をいとわず責任を重んじ、自主・自立の習慣を身につけよう。
- ④ 他人の尊厳と、協調性を惜しまない態度を身につけよう。
- ⑤ 公共の福祉と、民主的文化社会の建設に尽くしうる基盤を築こう。

(2) 学習

- ① 学習は生徒の本文であることを理解し、常によりよい学習態度を堅持し、学力の向上に最善を尽くす。
- ② 教室の環境に留意して、学習が能率的にそして楽しくできるように心がける。

(3) 禁止事項

- ① 下記にあげる各項の行為は禁止する。これに違反した者、その他生徒の本文を乱す者は、学則の定めるところによって注意処分・訓告・停学・退学等の処分を受ける。
 - イ. 暴力行為
 - ロ. 不正行為
 - ハ. 飲酒・喫煙
 - ニ. 不純交遊
 - ホ. 不健全な盛り場、娯楽場、飲食店などへの出入り
 - ヘ. 車両(自転車を除く)通学
 - ト. 華美な装飾品の着用及び頭髪
 - チ. アルバイト(原則禁止)
 - リ. 暴言・指導拒否
- ② 午後10時以後は、夜間外出禁止
- ③ 校内での無断火気使用

(4) 願出・届出

- ① 病気その他の理由により、欠席、欠課、早退、遅刻する場合は、事前または事後に、必ず学級担任に届け出ること。但し、病気等を理由とする欠課・早退については、養護教諭の許可を必要とする。
- ② 原則として1週間以上の病気、または傷害による欠席は医師の診断書を添える。
(平成27年3月改正)
- ③ 忌引き日数は、次の基準による。

父母	7日以内
祖父母、兄弟・姉妹	3日以内
伯(叔)父、伯(叔)母、同居親族	1日以内
曾祖父母	1日以内
- ④ 生徒、保護者等、保証人の改正名、住所の変更、及び保護者等、保証人の変更は、直ちにそのむね学級担任に届け出ること。
- ⑤ 転学、退学、休学、復学願いは、所定の用紙にその理由を付し、保護者等から学級担任または係り教師(教務の学籍係)に願出すること。
- ⑥ 集会をしようとする時は、集会責任者(責任教師)は前もって係り教師(生徒支援部)に願出でて許可書をもらい、前日までに必要事項を書き込み管理者(校長・教頭)の承諾を得て、生徒支援部に提出し許可をもらうこと。
- ⑦ 旅行、ピクニック、研修会などをする際は、所定の用紙にその理由を付し、保護者等の承諾書を添えて、学級担任を通じ係り教師(生徒支援部)に届け出ること。
- ⑧ 登校後(昼食時間を除く)の外出は認めない。但し、やむを得ない理由で外出する時は、生徒支援部から外出許可書をもらい、その理由を記し学級担任の許可を得ること。
- ⑨ 特別な理由(家庭的な事情など)によりアルバイトをする場合は、生徒支援部へアルバイト届けを提出すること。
- ⑩ 運転免許を取得する場合は、生徒支援部へ取得願いを提出し(オートバイの免許取得においては、50cc(原付)のみとします。)、長期休業期間などを利用して取得し、学校の授業に支障のないようにすること。
- ⑪ 掲示や放送をする時、または出版物を発行する時は、係り教師の許可を得ること。
- ⑫ 在学、卒業見込、成績証明などは、学級担任を通して事務に申請すること。

3. 服装についての規定

- (1) 服装は、華美にならず清楚端正をむねとする。
- (2) 登下校の際、その他、学校行事に参加する場合は、特に指示された場合を除いては常に制服を着用すること。
- (3) 本校における制服の基準を次の通りとする。

①男子 ズボンスタイル

夏服(4月1日～10月31日)

- ・シャツは夏用として、白のワイシャツ(半袖)、スクールニットシャツを着用する。(平成28年3月挿入)

冬服(11月1日～3月31日)

- ・黒の学生服(本校が指定する販売店において、普通タイプのスタンダードを購入すること。)
- ・ズボンは、ティパートシルエット又はパイプドシステムシルエット(図を参照)とし、「すそ幅」20cmを平均なものとする。
- ・冬季は、学生服の上着を着用する。「すそ」の長すぎるものや、その他極端に変形したものは禁止する。

②女子 スカートスタイル

夏服(4月1日～10月31日)

- ・夏季は、花紺のひだスカートに上着は白の半袖シャツとし、~~やや円形の襟襟は角~~のショールカラーに紺のネクタイを締める。(修正:令和2年3月)

冬服(11月1日～3月31日)

- ・冬季は、花紺のひだスカートに上着は長袖のセーラーとし、三本筋の白線をつけ、白のスカーフを締める。脇が極端に狭いものや、丈が極端に短いものは禁止する。

(※花紺とは、東ア紡 402 A T紺、ユニチカ HM 402 A T紺)

- ・スカートの丈は「膝が隠れる程度」で、ひだ数は24～28とする。

(平成28年3月改正)

③男女共通

- ・履き物は靴とし、かかとの著しく高いものは禁止する。
- ・ネックレス、イヤリング、ピアス、口紅、その他華美な装飾は禁止する。
- ・頭髪は常に清潔にし、パーマ類やカラーリング（染髪）等、その他特異な髪型は禁止する。

(4) 上記の規定を破り、指導されても反省しない場合は謹慎による指導を行う。

ズボンスタイルの制服用

○夏の制服



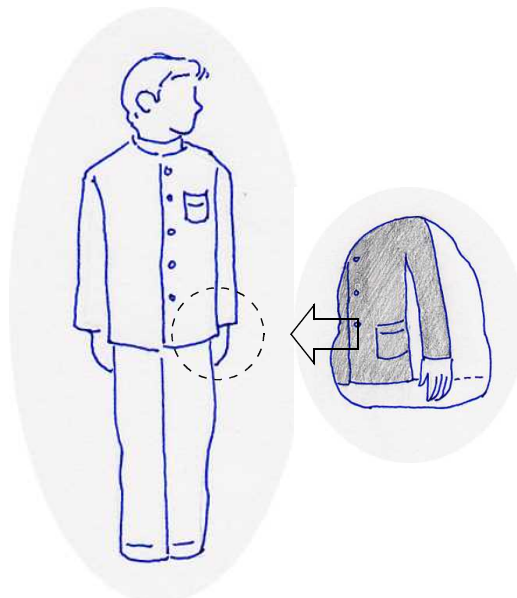
○冬の制服

上着丈と上着の普通タイプは、次の通りです。

普通タイプ

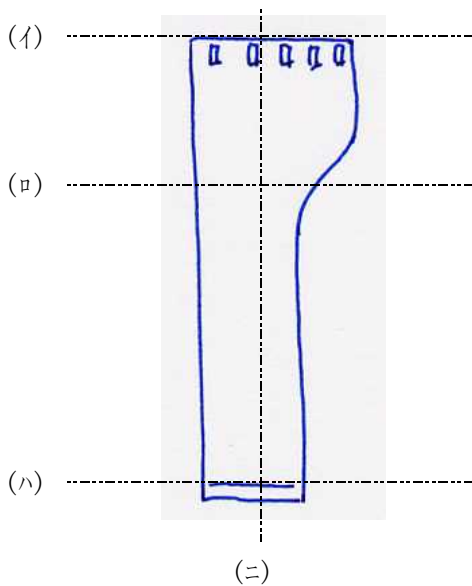


上着の長さ

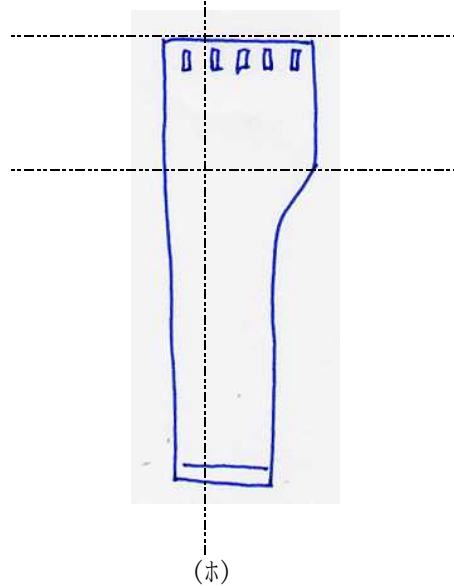


○ズボンの基本シルエット

パイプドシステムシルエット



テイパードシルエット

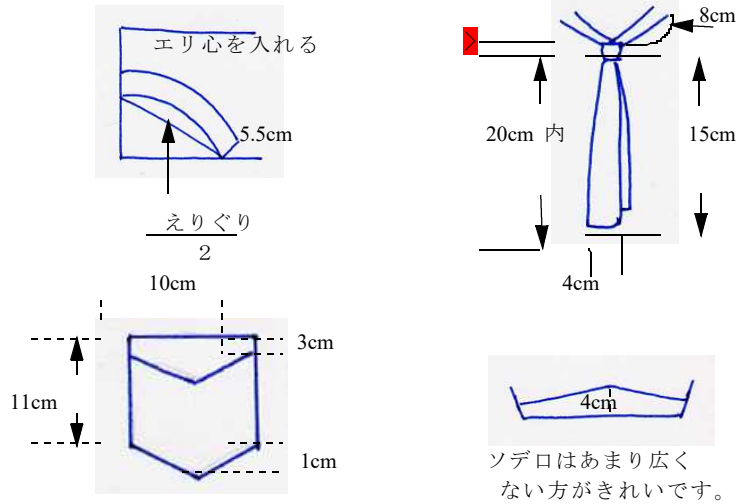


スカートスタイルの制服

○夏の制服



内



◎上着

- ・色は白
- ・丈はウエストラインから20～25cm
- ・袖丈20cm
- ・ポケットは、必ず付ける。
- ・襟は角のショールカラー。
- ・ギャザー、タックも可 (削除:令和2年3月)

◎スカート

- ・花紺。(冬の制服と同じものとする。)

◎ネクタイ

- ・棒タイとし、長さは100cm。
- ・色はスカートと共布で花紺とする。

○冬の制服

◎スカート (濃紺、黒それに類似したの禁止。)

- ・花紺。
- ・ひだ数は24～28、ひだ幅は2.5～3cm。
- ・ひだは、向かいヒダか回りヒダとする。
- ・スカートの丈は、膝がかくれる程度。

◎上着 (濃紺、黒それに類似したの禁止。)

- ・色はスカートと同色(花紺)。
- ・上着丈は、8～10cm(ウエストラインから)。
- ・胸当てを必ず付ける。
- ・袖口は、カフスをつける。

◎スカーフ

- ・色は白。

